

福島県福島海区 共同漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	団体・個別の別	関係地区	条件
共第1号	いわき市漁業協同組合	いわき市勿来町関田、 勿来町九面、錦町及び 岩間町字岩下地先	次の基点第1号、各点い、は、へ及び基点第3号の各点を順次に結んだ4直線と 最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 福島県、茨城県境鵜の子岬の標柱 点い 基点第1号から79度30分の線上、基点第1号から1,000メートルの点 点は 点いから13度47分24秒の線上、点いから2,270メートルの点 基点第3号 北緯36度54分50秒、東経140度49分31秒の標柱(いわき市小浜竜宮 岬西端の標柱) 点へ 基点第3号から159度20分の線上、基点第3号から2,400メートルの点		第一種共同漁業	あわび漁業 うに漁業 かき漁業 いがい漁業 こたまがい漁業 ほっき漁業 わかめ漁業 あらめ漁業 のり漁業 ひじき漁業 まつも漁業 えむし漁業 こんぶ漁業	1月1日から12月31日まで	団体	いわき市勿来町及び錦 町	なし
共第2号	いわき市漁業協同組合	いわき市勿来町関田、 勿来町九面、錦町及び 岩間町字岩下地先	次の基点第1号、各点ろ、に及び基点第3号の各点を順次に結んだ3直線と最大 高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 福島県、茨城県境鵜の子岬の標柱 点ろ 基点第1号から79度30分の線上、基点第1号から4,500メートルの点 基点第3号 北緯36度54分50秒、東経140度49分31秒の標柱(いわき市小浜竜宮 岬西端の標柱) 点に 基点第3号から159度20分の線上、基点第3号から4,400メートルの点		第二種共同漁業	磯魚刺し網漁業 底魚刺し網漁業 雑魚刺し網漁業 かに刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	団体	いわき市勿来町及び錦 町	なし
共第3号	いわき市漁業協同組合	いわき市小浜町地先	次の基点第3号、各点へ、ち、り及び基点第4号の各点を順次に結んだ4直線と 最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第3号 北緯36度54分50秒、東経140度49分31秒の標柱(いわき市小浜竜宮 岬西端の標柱) 基点第4号 北緯36度55分0秒、東経140度51分0秒(いわき市鶴ヶ崎(旧植田町、 旧泉町境)) 点へ 基点第3号から159度20分の線上、基点第3号から2,400メートルの点 点り 基点第4号から145度30分の線上、基点第4号から600メートルの点(傘磯) 点ち 点りから146度30分の線上、点りから1,200メートルの点		第一種共同漁業	あわび漁業 うに漁業 かき漁業 いがい漁業 わかめ漁業 あらめ漁業 のり漁業 ひじき漁業 まつも漁業 えむし漁業 こんぶ漁業	1月1日から12月31日まで	団体	いわき市小浜町	なし
共第4号	いわき市漁業協同組合	いわき市小浜町地先	次の基点第3号、各点に、と、り及び基点第4号の各点を順次に結んだ4直線と 最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第3号 北緯36度54分50秒、東経140度49分31秒の標柱(いわき市小浜竜宮 岬西端の標柱) 基点第4号 北緯36度55分0秒、東経140度51分0秒(いわき市鶴ヶ崎(旧植田町、 旧泉町境)) 点に 基点第3号から159度20分の線上、基点第3号から4,400メートルの点 点り 基点第4号から145度30分の線上、基点第4号から600メートルの点(傘磯) 点と 点りから146度30分の線上、点りから2,700メートルの点		第二種共同漁業	磯魚刺し網漁業 底魚刺し網漁業 雑魚刺し網漁業 かに刺し網漁業 えび刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	団体	いわき市小浜町	なし
共第5号	小名浜機船底曳網漁業 協同組合	いわき市泉町下川地先	次の基点第4号、各点り、ち、ニ、キ、カ、オ、エ、ウ、イ及びクを順次に結んだ10 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第4号 北緯36度55分0秒、東経140度51分0秒(いわき市鶴ヶ崎(旧植田町、 旧泉町境)) 点り 基点第4号から145度30分の線上、基点第4号から600メー トルの点(傘磯) 点ち 点りから146度30分の線上、点りから1,200メートルの点 点ニ 点ナから133度の線上、点ナから980メートルの点 点ナ 点トから223度の線上、点トから100メートルの点 点ト いわき市泉町地内八崎突端 点イ 点ウから210度の線上、点ウから74メートルの点 点ウ 点エから300度の線上、点エから10メートルの点 点エ 点オから210度の線上、点オから14メートルの点 点オ 点力から120度の線上、点力から10メートルの点 点カ 点キから210度の線上、点キから180メートルの点 点キ 点ナから133度の線上、点ナから755メートルの点 点ク 点イから313度の線上、点イから1377.1メートルの点		第一種共同漁業	あわび漁業 うに漁業 かき漁業 いがい漁業 わかめ漁業 あらめ漁業 のり漁業 ひじき漁業 まつも漁業 えむし漁業 こんぶ漁業	1月1日から12月31日まで	団体	いわき市小名浜及び泉 町	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	団体・個別の別	関係地区	条件
共第6号	小名浜機船底曳網漁業協同組合	いわき市泉町下川地先	次の基点第4号、各点り、と、ヌ、キ、カ、オ、エ、ウ、イ及びクを順次に結んだ10直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第4号 北緯36度55分0秒、東経140度51分0秒(いわき市鶴ヶ崎(旧植田町、旧泉町境)) 点り 基点第4号から145度30分の線上、基点第4号から600メートルの点(傘磯) 点イ 点ウから210度の線上、点ウから74メートルの点 点ウ 点エから300度の線上、点エから10メートルの点 点エ 点オから210度の線上、点オから14メートルの点 点オ 点カから120度の線上、点カから10メートルの点 点カ 点キから210度の線上、点キから180メートルの点 点キ 点ナから133度の線上、点ナから755メートルの点 点ナ 点トから223度の線上、点トから100メートルの点 点ト いわき市泉町地内八崎突端 点ク 点イから313度の線上、点イから1377.1メートルの点 点と 点りから146度30分の線上、点りから2,700メートルの点 点ヌ 点ナから133度の線上、点ナから2,400メートルの点	第二種共同漁業	磯魚刺し網漁業 底魚刺し網漁業 雑魚刺し網漁業 かに刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	団体	いわき市小名浜及び泉町	漁具を固定して行う漁業は、船舶の航行、公益を助長して操業しなければならない。
共第7号	小名浜機船底曳網漁業協同組合	いわき市小名浜地先	次の各点ア、イ、ケ、ホ及びアを順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 基点第5号 いわき市泉町下川字大刺地内小名浜港大刺ふ頭東側先端部 点ア 基点第5号から139度29分の線上、基点第5号から1,872メートルの点 点イ 点アから70度の線上、点アから2,680メートルの点 点ケ 点イから160度の線上、点イから760メートルの点 点ホ 点アから198度の線上、点アから37メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 うに漁業 かき漁業 いがい漁業 わかめ漁業 あらめ漁業 のり漁業 ひじき漁業 まつも漁業 えむし漁業 こんぶ漁業 (第二種共同漁業) 磯魚刺し網漁業 底魚刺し網漁業 雑魚刺し網漁業 かに刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	団体	いわき市小名浜	漁具を固定して行う漁業は、船舶の航行、公益を助長して操業しなければならない。
共第8号	いわき市漁業協同組合	いわき市江名、折戸、中之作、永崎及び小名浜下神白地先	次の各点ヌ、ネ、エ、ウ、イ、ケ、る及び基点第8号を順次に結んだ7直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第6号 いわき市小名浜、同市小名浜下神白境の標柱 基点第8号 北緯36度58分23秒、東経140度58分11秒(いわき市江名、同市平豊間境) 点ヌ 基点第6号から173度22分の線上、基点第6号から652メートルの点 点ネ 点ヌから258度の線上、点ヌから205メートルの点 点エ 点ネから138度の線上、点ネから1,090メートルの点 点ウ 点エから173度の線上、点エから865メートルの点 点イ 点ウから250度の線上、点ウから653メートルの点 点ケ 点イから160度の線上、点イから760メートルの点 点る 基点第8号から131度45分の線上、基点第8号から3,000メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 うに漁業 かき漁業 いがい漁業 わかめ漁業 あらめ漁業 のり漁業 ひじき漁業 まつも漁業 えむし漁業 こんぶ漁業 (第二種共同漁業) 磯魚刺し網漁業 底魚刺し網漁業 雑魚刺し網漁業 かに刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	団体	いわき市江名、折戸、中之作、永崎及び小名浜下神白	漁具を固定して行う漁業は、船舶の航行、公益を助長して操業しなければならない。
共第9号	いわき市漁業協同組合	いわき市平豊間及び平薄磯地先	次の基点第8号、各点る、わ、よ及び基点第10号を順次に結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第8号 北緯36度58分23秒、東経140度58分11秒(いわき市江名、同市平豊間境) 点る 基点第8号から131度45分の線上、基点第8号から3,000メートルの点 点わ 基点第9号から95度の線上、基点第9号から1,500メートルの点 基点第10号 北緯37度0分27秒、東経140度58分44秒(いわき市平薄磯、同市平沼ノ内境) 点よ 基点第10号から95度の線上、基点第10号から1,500メートルの点 基点第9号 北緯36度59分42秒、東経140度58分55秒(いわき市平豊間塩屋埼灯台)	第一種共同漁業	あわび漁業 うに漁業 かき漁業 いがい漁業 こたまがい漁業 ほっき漁業 わかめ漁業 あらめ漁業 のり漁業 ひじき漁業 まつも漁業 えむし漁業 こんぶ漁業	1月1日から12月31日まで	団体	いわき市平豊間及び平薄磯	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	団体・個別の別	関係地区	条件
共第10号	いわき市漁業協同組合	いわき市平豊間及び平薄磯地先	次の基点第8号、各点る、お、か及び基点第10号を順次に結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第8号 北緯36度58分23秒、東経140度58分11秒(いわき市江名、同市平豊間境) 点る 基点第8号から131度45分の線上、基点第8号から3,000メートルの点 点お 基点第9号から95度の線上、基点第9号から4,000メートルの点 基点第10号 北緯37度0分27秒、東経140度58分44秒(いわき市平薄磯、同市平沼ノ内境) 点か 基点第10号から95度の線上、基点第10号から3,000メートルの点 基点第9号 北緯36度59分42秒、東経140度58分55秒(いわき市平豊間塩屋埼灯台)		第二種共同漁業	かに刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	団体	いわき市平豊間及び平薄磯	なし
共第11号	いわき市漁業協同組合	いわき市平沼ノ内、平下高久、平藤間及び平下大越地先	次の基点第10号、各点よ、れ及び基点第11号を順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第10号 北緯37度0分27秒、東経140度58分44秒(いわき市平薄磯、同市平沼ノ内境) 点よ 基点第10号から95度の線上、基点第10号から1,500メートルの点 基点第11号 北緯37度3分24秒、東経140度58分21秒(夏井川磐城舞子橋中央点(旧夏井村、旧草野村境)) 点れ 基点第11号から105度の線上、基点第11号から1,500メートルの点		第一種共同漁業	あわび漁業 うに漁業 かき漁業 いがい漁業 こたまがい漁業 ほっき漁業 わかめ漁業 あらめ漁業 のり漁業 ひじき漁業 まつも漁業 えむし漁業 こんぶ漁業	1月1日から12月31日まで	団体	いわき市平沼ノ内及び平神谷作	なし
共第12号	いわき市漁業協同組合	いわき市平沼ノ内、平下高久、平藤間及び平下大越地先	次の基点第10号、各点か、た及び基点第11号を順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第10号 北緯37度0分27秒、東経140度58分44秒(いわき市平薄磯、同市平沼ノ内境) 基点第11号 北緯37度3分24秒、東経140度58分21秒(夏井川磐城舞子橋中央点(旧夏井村、旧草野村境)) 点か 基点第10号から95度の線上、基点第10号から3,000メートルの点 点た 基点第11号から105度の線上、基点第11号から3,000メートルの点		第二種共同漁業	磯魚刺し網漁業 底魚刺し網漁業 雑魚刺し網漁業 かに刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	団体	いわき市平沼ノ内及び平神谷作	なし
共第13号	いわき市漁業協同組合	いわき市四倉町、平下神谷及び平原高野地先	次の基点第11号、各点れ、つ及び基点第12号を順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第11号 北緯37度3分24秒、東経140度58分21秒(夏井川磐城舞子橋中央点(旧夏井村、旧草野村境)) 点れ 基点第11号から105度の線上、基点第11号から1,500メートルの点 基点第12号 北緯37度6分49秒、東経140度59分57秒(いわき市四倉町、同市久之浜町境) 点つ 基点第12号から94度30分の線上、基点第12号から2,000メートルの点		第一種共同漁業	あわび漁業 うに漁業 かき漁業 いがい漁業 こたまがい漁業 ほっき漁業 わかめ漁業 あらめ漁業 のり漁業 ひじき漁業 まつも漁業 えむし漁業 こんぶ漁業	1月1日から12月31日まで	団体	いわき市四倉町及び久之浜町田之網字江之網	なし
共第14号	いわき市漁業協同組合	いわき市四倉町、平下神谷及び平原高野地先	次の基点第11号、各点た、そ及び基点第12号を順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第11号 北緯37度3分24秒、東経140度58分21秒(夏井川磐城舞子橋中央点(旧夏井村、旧草野村境)) 基点第12号 北緯37度6分49秒、東経140度59分57秒(いわき市四倉町、同市久之浜町境) 点た 基点第11号から105度の線上、基点第11号から3,000メートルの点 点そ 基点第12号から94度30分の線上、基点第12号から5,000メートルの点		第二種共同漁業	磯魚刺し網漁業 底魚刺し網漁業 雑魚刺し網漁業 かに刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	団体	いわき市四倉町及び久之浜町田之網字江之網	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	団体・個別の別	関係地区	条件
共第15号	いわき市漁業協同組合	いわき市久之浜町、双葉郡広野町及び同郡檜葉町地先	次の基点第12号、各点つ、ね及び基点第15号を順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から、各点へ、ト、チ、リ及びヌを順次に結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びに各点ル、オ、ワ及び基点第15号を順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域 基点第12号 北緯37度6分49秒、東経140度59分57秒(いわき市四倉町、同市久之浜町境) 基点第15号 北緯37度18分59秒、東経141度1分32秒(双葉郡富岡町、同郡檜葉町境) 点つ 基点第12号から94度30分の線上、基点第12号から2,000メートルの点 点ね 基点第15号から90度の線上、基点第15号から2,000メートルの点 点へ 北緯37度13分30秒、東経141度0分42秒の標柱(双葉郡広野町大字下北迫字東原73番1の標柱) 点ト 点へから90度の線上、点へから1,550メートルの点 点チ 点りから180度の線上、点りから400メートルの点 点リ 点ヌから90度の線上、点ヌから2,350メートルの点 点ヌ 北緯37度14分40秒、東経141度0分45秒の標柱(双葉郡檜葉町大字山田岡字シウ神山2番2の標柱) 点ル 北緯37度17分56秒、東経141度1分25秒の標柱(双葉郡檜葉町大字波倉字原77番地の標柱) 点オ 点ルから90度の線上、点ルから1,650メートルの点 点ワ 基点第15号から90度の線上、基点第15号から1,600メートルの点	第一種共同漁業	あわび漁業 うに漁業 かき漁業 いかい漁業 こたまがい漁業 ほっき漁業 わかめ漁業 あらめ漁業 のり漁業 ひじき漁業 まつも漁業 えむし漁業 こんぶ漁業	1月1日から12月31日まで	団体	いわき市久之浜町、双葉郡広野町及び同郡檜葉町	なし
共第16号	いわき市漁業協同組合	いわき市久之浜町、双葉郡広野町及び同郡檜葉町地先	次の基点第12号、各点そ、な及び基点第15号を順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から、各点へ、ト、チ、リ及びヌを順次に結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びに各点ル、オ、ワ及び基点第15号を順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域 基点第12号 北緯37度6分49秒、東経140度59分57秒(いわき市四倉町、同市久之浜町境) 基点第15号 北緯37度18分59秒、東経141度1分32秒(双葉郡富岡町、同郡檜葉町境) 点そ 基点第12号から94度30分の線上、基点第12号から5,000メートルの点 点な 基点第15号から90度の線上、基点第15号から6,160メートルの点 点へ 北緯37度13分30秒、東経141度0分42秒の標柱(双葉郡広野町大字下北迫字東原73番1の標柱) 点ト 点へから90度の線上、点へから1,550メートルの点 点チ 点りから180度の線上、点りから400メートルの点 点リ 点ヌから90度の線上、点ヌから2,350メートルの点 点ヌ 北緯37度14分40秒、東経141度0分45秒の標柱(双葉郡檜葉町大字山田岡字シウ神山2番2の標柱) 点ル 北緯37度17分56秒、東経141度1分25秒の標柱(双葉郡檜葉町大字波倉字原77番地の標柱) 点オ 点ルから90度の線上、点ルから1,650メートルの点 点ワ 基点第15号から90度の線上、基点第15号から1,600メートルの点	第二種共同漁業	磯魚刺し網漁業 底魚刺し網漁業 雑魚刺し網漁業 かに刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	団体	いわき市久之浜町、双葉郡広野町及び同郡檜葉町	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	団体・個別の別	関係地区	条件
共第17号	相馬双葉漁業協同組合	双葉郡富岡町及び同郡大熊町地先	次の基点第15号、各点ね、ら及び基点第16号を順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から、基点第16号、各点ハ、ロ及びイを順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びに基点第15号、各点ワ、カ及びヨを順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域 基点第15号 北緯37度18分59秒、東経141度1分32秒(双葉郡富岡町、同郡檜葉町境) 基点第16号 北緯37度25分37秒、東経141度2分1秒の標柱(双葉郡双葉町、同郡大熊町境の標柱) 点ね 基点第15号から90度の線上、基点第15号から2,000メートルの点 点ら 基点第16号から90度の線上、基点第16号から2,000メートルの点 点イ 北緯37度24分37秒、東経141度2分0秒の標柱(双葉郡大熊町大字夫沢字北原95番地の標柱) 点ロ 点イから90度の線上、点イから1,500メートルの点 点ハ 基点第16号から90度の線上、基点第16号から1,500メートルの点 点ワ 基点第15号から90度の線上、基点第15号から1,600メートルの点 点カ 点ヨから90度の線上、点ヨから1,650メートルの点 点ヨ 北緯37度19分43秒、東経141度1分33秒の標柱(双葉郡富岡町大字毛萱字北畑33番地の標柱)	第一種共同漁業	あわび漁業 うに漁業 こたまがい漁業 ほっき漁業 わかめ漁業 あらめ漁業 こんぶ漁業	1月1日から12月31日まで	団体	双葉郡富岡町並びに同郡大熊町大字熊、大字小良浜、大字熊川及び大字小入野沢	なし
共第18号	相馬双葉漁業協同組合	双葉郡富岡町及び同郡大熊町地先	次の基点第15号、各点な、む及び基点第16号を順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から、基点第16号、各点ハ、ロ及びイを順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びに基点第15号、各点ワ、カ及びヨを順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域 基点第15号 北緯37度18分59秒、東経141度1分32秒(双葉郡富岡町、同郡檜葉町境) 基点第16号 北緯37度25分37秒、東経141度2分1秒の標柱(双葉郡双葉町、同郡大熊町境の標柱) 点な 基点第15号から90度の線上、基点第15号から6,160メートルの点 点む 基点第16号から90度の線上、基点第16号から7,400メートルの点 点イ 北緯37度24分37秒、東経141度2分0秒の標柱(双葉郡大熊町大字夫沢字北原95番地の標柱) 点ロ 点イから90度の線上、点イから1,500メートルの点 点ハ 基点第16号から90度の線上、基点第16号から1,500メートルの点 点ワ 基点第15号から90度の線上、基点第15号から1,600メートルの点 点カ 点ヨから90度の線上、点ヨから1,650メートルの点 点ヨ 北緯37度19分43秒、東経141度1分33秒の標柱(双葉郡富岡町大字毛萱字北畑33番地の標柱)	第二種共同漁業	磯魚刺し網漁業 底魚刺し網漁業 雑魚刺し網漁業 かに刺し網漁業 えび刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	団体	双葉郡富岡町並びに同郡大熊町大字熊、大字小良浜、大字熊川及び大字小入野沢	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	団体・個別の別	関係地区	条件
共第19号	相馬双葉漁業協同組合	双葉郡浪江町、同郡双葉町及び南相馬市小高区地先	次の基点第16号、各点ら、う、および基点第18号を順次に結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から、基点第16号、各点ハ、ニ及びホを順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域 基点第16号 北緯37度25分37秒、東経141度2分1秒の標柱(双葉郡双葉町、同郡大熊町境の標柱) 基点第17号 北緯37度30分49秒、東経141度2分3秒の標柱(南相馬市、双葉郡浪江町境の標柱) 基点第18号 北緯37度34分30秒、東経141度1分32秒の標柱(南相馬市小高区、同市原町区境の標柱) 点ラ 基点第16号から90度の線上、基点第16号から2,000メートルの点 点ウ 基点第17号から90度の線上、基点第17号から2,500メートルの点 点オ 基点第18号から90度の線上、基点第18号から2,500メートルの点 点ハ 基点第16号から90度の線上、基点第16号から1,500メートルの点 点ニ 点ホから90度の線上、点ホから1,500メートルの点 点ホ 北緯37度26分28秒、東経141度2分6秒の標柱(双葉郡双葉町大字郡山宇大原山63番地の標柱)		第一種共同漁業	あわび漁業 うに漁業 こたまがい漁業 ほっき漁業 わかめ漁業 あらめ漁業 こんぶ漁業	1月1日から12月31日まで	団体	双葉郡浪江町大字請戸、大字中浜、大字棚塩及び大字幾世橋並びに同郡双葉町大字長塚並びに南相馬市小高区浦尻、塚原、村上及び角部内	なし
共第20号	相馬双葉漁業協同組合	双葉郡浪江町及び同郡双葉町地先	次の基点第16号、各点の、む及び基点第17号を順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から、基点第16号、各点ハ、ニ及びホを順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域 基点第16号 北緯37度25分37秒、東経141度2分1秒の標柱(双葉郡双葉町、同郡大熊町境の標柱) 基点第17号 北緯37度30分49秒、東経141度2分3秒の標柱(南相馬市、双葉郡浪江町境の標柱) 点ム 基点第16号から90度の線上、基点第16号から7,400メートルの点 点の 基点第17号から90度の線上、基点第17号から9,000メートルの点 点ハ 基点第16号から90度の線上、基点第16号から1,500メートルの点 点ニ 点ホから90度の線上、点ホから1,500メートルの点 点ホ 北緯37度26分28秒、東経141度2分6秒の標柱(双葉郡双葉町大字郡山宇大原山63番地の標柱)		第二種共同漁業	磯魚刺し網漁業 底魚刺し網漁業 雑魚刺し網漁業 かに刺し網漁業 えび刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	団体	双葉郡浪江町大字請戸、大字中浜、大字棚塩及び大字幾世橋並びに同郡双葉町大字長塚並びに南相馬市小高区浦尻、塚原、村上及び角部内	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	団体・個別の別	関係地区	条件
共第21号	相馬双葉漁業協同組合	南相馬市原町区及び同市鹿島区地先	次の基点第18号、各点お、く、や、ま及び基点第21号を順次に結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から、各点イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及びトを順次に結んだ6直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域 基点第18号 北緯37度34分30秒、東経141度1分32秒の標柱(南相馬市小高区、同市原町区境の標柱) 基点第21号 北緯37度43分19秒、東経141度0分40秒の標柱(相馬市、南相馬市境の標柱) 点お 基点第18号から90度の線上、基点第18号から2,500メートルの点 点く 点おから354度48分31秒の線上、点おから7,031メートルの点 点や 基点第20号から90度の線上、基点第20号から2,000メートルの点 (基点第20号 北緯37度40分15秒、東経141度0分52秒の標柱(南相馬市原町区、同市鹿島区境の標柱)) 点ま 基点第21号から90度の線上、基点第21号から2,500メートルの点 点イ 基点第20号から359度55分02秒の線上、基点第20号から417メートルの点 点ロ 点イから76度28分37秒の線上、点イから1,693メートルの点 点ハ 点ロから138度58分37秒の線上、点ロから575メートルの点 点ニ 点ハから183度27分09秒の線上、点ハから380メートルの点 点ホ 点ニから166度58分26秒の線上、点ニから1,114メートルの点 点ヘ 点ホから313度28分37秒の線上、点ホから213メートルの点 点ト 点ヘから256度28分37秒の線上、点ヘから1,742メートルの点	第一種共同漁業、第二種共同漁業	(第一種共同漁業) あわび漁業 うに漁業 こたまがい漁業 ほっき漁業 わかめ漁業 あらめ漁業 こんぶ漁業 (第二種共同漁業) さけ角網漁業	(第一種共同漁業) 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 9月1日から11月15日まで	団体	南相馬市原町区及び同市鹿島区	角網漁業については、隣接地区の定置網の設置、船舶の航行及び他種漁業との摩擦を勘案して設置することとし、南相馬市原町区置浜又は同区雫地先1カ統、同市鹿島区烏崎地先1カ統、同区右田地先1カ統、同区海老地先2カ統とする。
共第22号	相馬双葉漁業協同組合	相馬市磯部及び蒲庭地先	次の基点第21号、各点ま、け及び基点第23号を順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から、①の区域を除いた区域 基点第21号 北緯37度43分19秒、東経141度0分40秒の標柱(相馬市、南相馬市境の標柱) 基点第23号 北緯37度47分23秒、東経140度59分10秒の標柱(相馬市旧磯部村と旧中村町との境から南の貝殻山の標柱) 点ま 基点第21号から90度の線上、基点第21号から2,500メートルの点 点け 基点第23号から90度の線上、基点第23号から4,500メートルの点 ① 次の各点イ、ロ、ハ、ニ及びイを順次に結んだ4直線とによって囲まれた水面 基点第22号 北緯37度46分1秒、東経140度59分28秒の標柱(相馬市磯部字大浜45の標柱) 点イ 基点第22号から90度の線上、基点第22号から300メートルの点 点ロ 基点第22号から90度の線上、基点第22号から1,300メートルの点 点ハ 基点第22号から52度の線上、基点第22号から1,750メートルの点 点ニ 基点第22号から19度の線上、基点第22号から1,100メートルの点	第一種共同漁業	あわび漁業 うに漁業 こたまがい漁業 ほっき漁業 わかめ漁業 あらめ漁業 こんぶ漁業	1月1日から12月31日まで	団体	相馬市磯部及び蒲庭	なし
共第23号	相馬双葉漁業協同組合	相馬市磯部地先	次の基点第23号、各点け、ふ及び基点第24号を順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第23号 北緯37度47分23秒、東経140度59分10秒の標柱(相馬市旧磯部村と旧中村町との境から南の貝殻山の標柱) 基点第24号 北緯37度49分18秒、東経140度59分8秒(相馬市旧中村町、同市旧磯部村境) 点け 基点第23号から90度の線上、基点第23号から4,500メートルの点 点ふ 基点第24号から90度の線上、基点第24号から5,000メートルの点	第一種共同漁業	あわび漁業 うに漁業 こたまがい漁業 ほっき漁業 わかめ漁業 あらめ漁業 こんぶ漁業	1月1日から12月31日まで	団体	相馬市	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	団体・個別の別	関係地区	条件
共第24号	相馬双葉漁業協同組合	相馬市原釜及び尾浜地先	次の基点第24号、各点ふ、こ及び基点第26号を順次に結んだ3直線と各点ヒ、ミ及びシを順次に結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から、各点イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト及び基点第26号を順次に結んだ7直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域 基点第24号 北緯37度49分18秒、東経140度59分8秒（相馬市旧中村町、同市旧磯部村境） 基点第26号 相馬市、相馬郡新地町境の標柱 点ふ 基点第24号から90度の線上、基点第24号から5,000メートルの点 点こ 基点第26号から90度の線上、基点第26号から7,000メートルの点 点ヒ 北緯37度49分26秒、東経140度58分29秒（旧松川地内の通称別荘山南端と最大高潮時海岸線との接点） 点ミ 北緯37度49分22秒、東経140度58分26秒（松川浦漁港防波堤（囲堤）突端） 点シ 点ミから330度18分の線上、点ミから75メートルの点 点イ 相馬市原釜字大津地内の標柱 点ロ 点イから13度30分の線上、点イから69メートルの点 点ハ 点ロから295度30分の線上、点ロから92メートルの点 点ニ 点ハから351度30分の線上、点ハから153メートルの点 点ホ 点ニから8度30分の線上、点ニから103メートルの点 点ヘ 点ホから6度の線上、点ホから399メートルの点 点ト 基点第26号から90度の線上、基点第26号から1,120メートルの点		第一種共同漁業	あわび漁業 うに漁業 こたまがい漁業 ほっき漁業 わかめ漁業 あらめ漁業 こんぶ漁業	1月1日から12月31日まで	団体	相馬市原釜、尾浜及び新沼	なし
共第25号	相馬双葉漁業協同組合	相馬郡新地町駒ヶ嶺地先	次の基点第26号、各点こ、え及び基点第27号を順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から、基点第26号、各点ト、チ、リ、ル、オ、フ及び基点第27号を順次に結んだ7直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域 基点第26号 相馬市、相馬郡新地町境 基点第27号 相馬郡新地町旧駒ヶ嶺村、同町旧新地村境の標柱 点こ 基点第26号から90度の線上、基点第26号から7,000メートルの点 点え 基点第27号から90度の線上、基点第27号から5,500メートルの点 点ト 基点第26号から90度の線上、基点第26号から1,120メートルの点 点チ 点トから8度の線上、点トから23メートルの点 点リ 点チから33度30分の線上、点チから573メートルの点 点ル 点リから86度の線上、点リから540メートルの点 点オ 点ルから76度の線上、点ルから76メートルの点 点フ 点オから345度の線上、点オから385メートルの点		第一種共同漁業	あわび漁業 うに漁業 こたまがい漁業 ほっき漁業 わかめ漁業 あらめ漁業 こんぶ漁業	1月1日から12月31日まで	団体	相馬市原釜、尾浜及び新沼並びに相馬郡新地町	なし
共第26号	相馬双葉漁業協同組合	相馬郡新地町今泉、大戸浜、谷地小屋及び大字坪木崎地先	次の基点第27号、各点え、て及び基点第28号を順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から、基点第27号、各点ワ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ及びツを順次に結んだ12直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域 基点第27号 相馬郡新地町旧駒ヶ嶺村、同町旧新地村境 基点第28号 福島県と宮城県との境界標柱 点え 基点第27号から90度の線上、基点第27号から5,500メートルの点 点て 基点第28号から90度の線上、基点第28号から7,000メートルの点 点ワ 点力から165度の線上、点力から825メートルの点 （点ヨ 基点第27号から68度の線上、基点第27号から2,070メートルの点） 点カ 点ヨから76度の線上、点ヨから76メートルの点 点ク 点力から76度の線上、点力から109メートルの点 点ケ 点クから19度20分の線上、点クから590メートルの点 点コ 点ケから18度50分の線上、点ケから450メートルの点 点サ 点コから20度の線上、点コから661メートルの点 点シ 点サから346度40分の線上、点サから1,027メートルの点 点ス 点シから199度40分の線上、点シから1,260メートルの点（点ヨから3度50分の線上、点ヨから146メートルの点） 点セ 点スから254度40分の線上、点スから1,916メートルの点 点ソ 点セから190度10分の線上、点セから336メートルの点 点タ 点ソから199度の線上、点ソから352メートルの点 点ツ 点タから206度40分の線上、点タから370メートルの点 （基点第27号から347度30分の線上、基点第27号から680メートルの点）		第一種共同漁業	あわび漁業 うに漁業 こたまがい漁業 ほっき漁業 わかめ漁業 あらめ漁業 こんぶ漁業	1月1日から12月31日まで	団体	相馬郡新地町	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	団体・個別の別	関係地区	条件
共第27号	相馬双葉漁業協同組合	相馬市、南相馬市及び相馬郡新地町地先	次の基点第17号、各点の、あ及び基点第28号を順次に結んだ3直線と各点に、ミ及びヌを順次に結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から、各点イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ル、オ、ウ、カ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ及びツを順次に結んだ22直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びに各点イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ル、オ、ウ、カ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ及びツを順次に結んだ24直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域 基点第17号 北緯37度30分49秒、東経141度2分3秒の標柱(南相馬市、双葉郡浪江町境の標柱) 基点第28号 福島県と宮城県との境界標柱 点の 基点第17号から90度の線上、基点第17号から8,000メートルの点 点あ 基点第28号から90度の線上、基点第28号から16,000メートルの点 点ロ 北緯37度49分24秒、東経140度58分29秒(田川川内地区の遺跡跡石山南端と最大高潮時海岸線との接点) 点ハ 北緯37度49分24秒、東経140度58分29秒(松川浦漁港防波堤(開堤)突端) 点ニ 点ミから330度18分の線上、点ミから75メートルの点 点イ 相馬市常盤字大津地内の標柱 点ロ 点イから13度30分の線上、点イから89メートルの点 点ハ 点ロから295度30分の線上、点ロから82メートルの点 点ニ 点ハから351度30分の線上、点ハから153メートルの点 点イロ 点ニから8度30分の線上、点ニから103メートルの点 点ヘ 点ホから6度の線上、点ホから399メートルの点 点ト 点ヘから8度30分の線上、点ヘから170メートルの点(基点第26号から90度の線上、基点第26号から1,120メートルの点) (基点第28号 相馬市、相馬郡新地町境) 点チ 点トから8度の線上、点トから23メートルの点 点リ 点チから33度30分の線上、点チから573メートルの点 点ル 点リから80度の線上、点リから340メートルの点 点オ 点ルから78度の線上、点ルから76メートルの点 点ウ 点オから345度の線上、点オから385メートルの点 点カ 点ウから245度の線上、点ウから325メートルの点 点ク 点ヨから76度の線上、点ヨから185メートルの点(点カから76度の線上、点カから109メートルの点) (点ヨ 基点第27号から68度の線上、基点第27号から2,070メートルの点) (基点第27号 相馬郡新地町旧郡ヶ嶺村、同町新地村境の標柱) 点ケ 点ウから18度20分の線上、点ウから590メートルの点 点コ 点ケから18度50分の線上、点ケから450メートルの点 点サ 点コから20度の線上、点コから841メートルの点 点シ 点サから346度40分の線上、点サから1,027メートルの点 点ス 点シから199度40分の線上、点シから1,280メートルの点(点ヨから3度50分の線上、点ヨから1,461メートルの点) 点セ 点スから254度40分の線上、点スから1,916メートルの点 点ソ 点セから100度15分の線上、点セから366メートルの点 点タ 点ソから199度の線上、点ソから352メートルの点 点ツ 点タから208度40分の線上、点タから370メートルの点(基点第27号から347度30分の線上、基点第27号から680メートルの点) 点イロ 基点第20号から350度55分02秒の線上、基点第20号から117メートルの点 (基点第20号 北緯37度40分15秒、東経141度0分52秒の標柱(南相馬市原町区、同市鹿島区域の標柱)) 点ロイ 点イロから78度28分37秒の線上、点イロから1,693メートルの点 点ロハ 点ロイから138度59分37秒の線上、点ロイから2,040メートルの点 点ロニ 点ロハから163度10分31秒の線上、点ロハから535メートルの点 点ロホ 点ロニから223度28分37秒の線上、点ロニから500メートルの点 点ロト 点ロホから113度29分37秒の線上、点ロホから983メートルの点 点ロチ 点ロトから256度28分37秒の線上、点ロトから1,742メートルの点	第二種共同漁業	磯魚刺し網漁業 底魚刺し網漁業 雑魚刺し網漁業 かに刺し網漁業 えび刺し網漁業 いわし・さば小型定置漁業	1月1日から12月31日まで " " " " 1月1日から11月15日まで	団体	相馬市、南相馬市、相馬郡新地町、双葉郡浪江町及び同郡双葉町	(1) 小型定置漁業については、隣接地区の定置網の設置、船舶の航行・停泊・けい留及び他種漁業との摩擦を勘案して設置しなければならない。 (2) 設置位置は磯部地先1カ統とし、港湾法(昭和25年法律第218号)第12条第5項の規定により公示された水域施設を除いた区域に設置しなければならない。 (3) 操業者は磯部地先については旧磯部漁業協同組合員である者に限る。